

令和8年度

少年センターの概要



郡山市少年センター

目 次

郡山市の概況	
1 郡山市のプロフィール	1
2 郡山市の状況	2
3 少年センター組織図	2
郡山市少年センターのあゆみ	3
令和8年度少年センター運営方針	4
令和8年度少年センター事業計画	5
令和7年度少年センター事業報告	
1 特別補導・会議等実施状況	6
2 街頭補導活動実施状況	
(1) 年間実施状況	7
(2) 補導少年行為別・学識別状況	7
3 環境浄化活動実施状況	8
4 年度別街頭補導実施状況	8
街頭補導コース	9
街頭補導実施時間	9
郡山市少年センター運営協議会	10
郡山市少年センター補導員	10
郡山市少年センター条例	11
郡山市少年センター条例施行規則	12

郡山市の概況

1 郡山市のプロフィール

郡山市は福島県の中央に位置し、北には奥羽山脈の秀峰・安達太良山を望み、東は阿武隈山系につつまれ、また、全国第4位の大きさを誇り、別名・天を映す鏡「天鏡湖(てんきょうこ)」と呼ばれる美しい猪苗代湖や阿武隈川の豊かな潤いに満たされた水と緑の豊かな景観を楽しめます。

郡山は、明治時代、延べ85万人の力により猪苗代湖から水を引いた安積疏水(あさかすい)の開きを機に、全国9藩(久留米・鳥取・岡山・松山・土佐・米沢・二本松・会津・棚倉)の旧士族など2,000人が人口5,000人のまちなかに移住し、原野を切り拓いた安積開拓(あさかかいたく)により肥沃な農地を確保し、飛躍的な発展を遂げました。(平成28年4月、日本遺産認定)

そして、福島県の中心都市として発展を続けるとともに、地理的条件の良さを生かした交通網が発達し、陸の港として人・モノ・情報が行き交う交流の拠点になっており、周辺には、磐梯山をはじめ、三春の滝桜・あぶくま鍾乳洞・牡丹園など、ちょっと足をのばせば、会津・いわき・福島・喜多方・白河、福島県の魅力をすべて楽しめる最高の観光拠点でもあります。

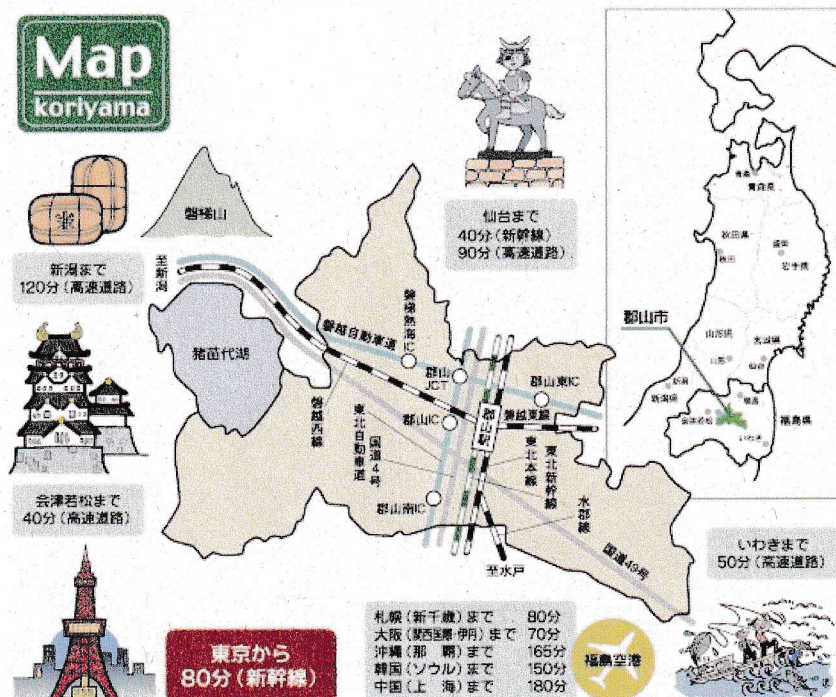
令和8年(2026)年3月、本市は「第7次総合計画」をスタートさせ、「すべてのこどもが安心して成長できる環境と未来を担う教育の充実」を大綱の一つと位置づけ、こどもたちの健全な育成に取り組んでいます。

また、こどもを第一に考えるまちづくりを推進するため「郡山市子ども条例」を平成30(2018)年4月に施行しました。この中で本市は、こどもを支援するための基本理念、市・保護者・市民等大人たちの責務、こどもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、こどもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを規定しております。

さらに、「こども大綱」が目指す身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「郡山市こども・若者計画」を策定したところです。

こどもを第一に考えるまちづくりの実現には行政だけでなく、市民一人ひとりの挑戦、取り組みが不可欠です。社会全体でこども達を見守っていくまちづくりの推進のため、少年センターでも「見える補導活動」を通して、青少年健全育成の推進及び市民一人ひとりの意識向上を図ってまいります。

位置 東経：140° 02' 10"
 ~140° 33' 52"
 北緯：37° 15' 58"
 ~37° 37' 34"
 標高 海拔：245m (市役所)
 面積 757.20 km²
 東西 46.78 km
 南北 39.95 km



2 郡山市の状況

(令和8年4月1日現在 郡山市統計情報)

人口	世帯	1世帯当り人口	少年人口 (R8.1.1)	警察署数
314,935人	144,926世帯	2.17人	(7~18歳) 32,499人	2

学校数内訳 (分校、私立、休校を含む)

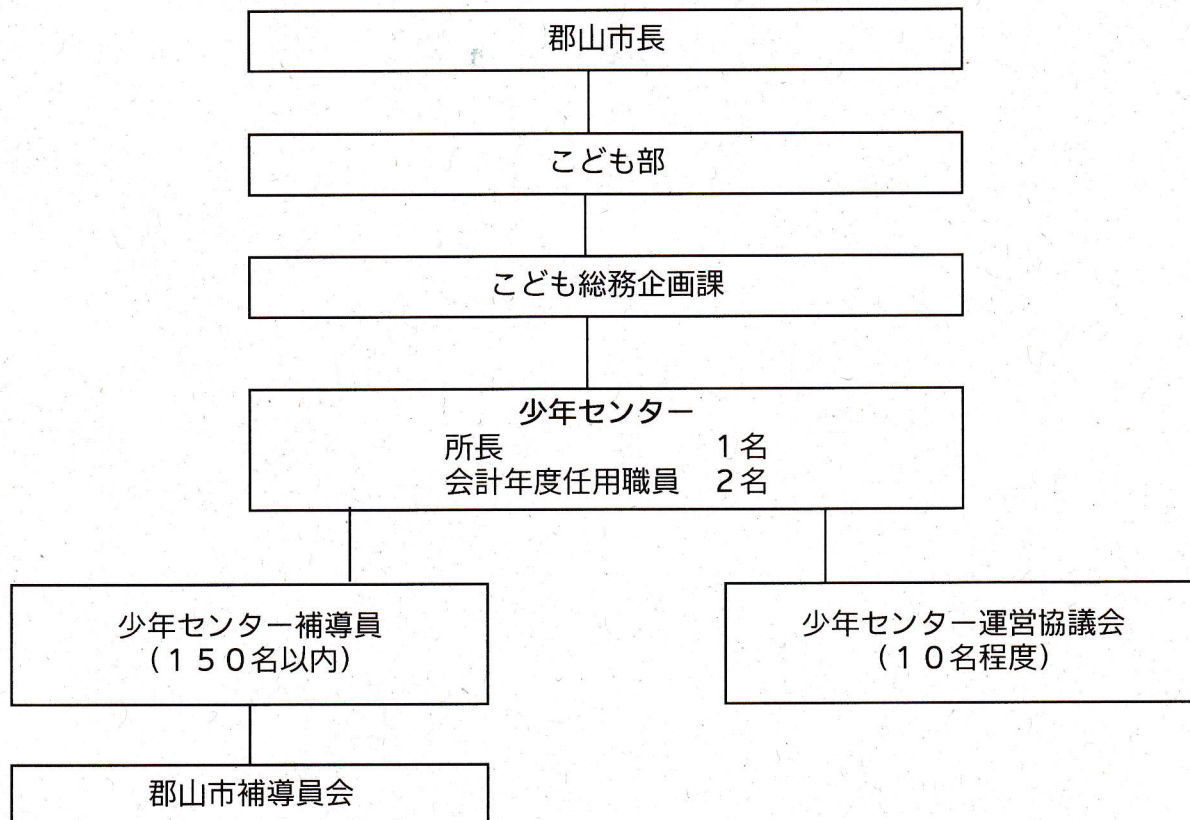
(令和7年版郡山市統計書)

幼稚園	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校
29	52	26	2	13

特別支援学校	各種学校	専修学校	短大	大学
4	3	19	※	※

※ 非公表のため掲載されず

3 少年センター組織図



郡山市少年センターのあゆみ

- 昭和35年 8月 防犯協会郡山連合会によって郡山青少年補導センターが設置された。事務局を郡山キリスト教会（稲荷町70）内に設ける。
- 昭和38年 8月 郡山青少年補導センター新築（清水台124）。郡山キリスト教会より移転する。
- 昭和39年 8月 郡山青少年補導センターが郡山市に移管され、名称を郡山市少年センターとし、福祉事務所所管となる。
- 昭和40年 5月 郡山市少年センター条例制定。
- 昭和43年 4月 郡山市少年センター新築（清水台一丁目1番30号）により移転。
（鉄筋コンクリート二階建て 167㎡）
- 昭和53年 7月 郡山市教育委員会事務局社会教育課所管となる。
- 平成元年10月 郡山市教育委員会事務局青少年課新設により青少年課所管となる。
- 平成3年 5月 青少年すこやか相談室が中央公民館から少年センターに移転。
- 平成6年 4月 青少年すこやか相談室が少年センターより芳山小学校に移転。
- 平成14年 4月 郡山市教育委員会事務局生涯学習課所管となる。
- 平成20年 4月 郡山市教育委員会事務局生涯学習スポーツ課所管となる。
- 平成22年 4月 郡山市こども部こども未来課所管となる。
- 平成27年 4月 市内大町に少年センター移転。
- 平成29年11月 全国青少年補導センター連絡協議会「福島大会」を開催。
- 平成31年 4月 市内清水台一丁目6番1号に移転。清水台地域公民館併設となる。
- 令和3年 4月 組織改編により郡山市こども部こども未来課をこども政策課へ改称。
- 令和6年 4月 組織改編により郡山市こども部こども政策課をこども総務企画課へ改称。

令和8年度少年センター運営方針

1 補導活動の実施

青少年の健全育成と非行防止を図るため、補導活動を実施する。

- (1) 情報や調査に基づく不良環境個所の点検分析
- (2) 未成年者入場禁止場所等の点検調査
- (3) 愛の一声運動の実施
- (4) 特別補導（各種行事等）の実施
- (5) 補導員研修の実施
- (6) 他市少年センターとの連絡協調

2 社会環境浄化運動の推進

青少年をとりまく有害な社会環境の浄化活動を実施する。

- (1) 有害な広告物等(チラシ)の点検、協力依頼を実施
- (2) 不良行為が起こり易い「たまり場」の点検調査

3 関係機関団体との連携

補導活動及び少年相談への対応のため、関係機関団体との連携を深め、協力体制を維持する。

4 広報活動の推進

青少年の健全育成を図るため、WEB、広報紙、ポスター等による市民への啓発を図る。

令和8年度少年センター事業計画

【通常補導】

〔平日午後〕	15:30 ~ 17:00	72回/年
〔下校時〕	16:00 ~ 17:30	36回/年
〔土・日〕	15:30 ~ 17:00	18回/年
〔夜間〕	18:30 ~ 20:00	18回/年
計		144回/年 (平均 週3回)

【特別補導・研修・会議等】

月	特別補導活動	研修・会議等
4月	さくらまつり補導	
5月	こどもまつり補導(5日)	第1回県南地区高等学校生活指導協議会
6月	鬼子母神まつり補導 (6日、7日)	
7月		福島県少年センター連絡協議会総会(会津若松市)
8月	うねめまつり補導	第1回少年センター運営協議会
9月	秋まつり補導	
10月		福島県少年センター連絡協議会補導員研修会(福島市) 第2回県南地区高等学校生活指導協議会 郡山市補導員会視察研修
11月		福島県青少年健全育成推進大会(福島市) 郡山市青少年健全育成推進大会
12月	クリスマス補導	
1月	七日堂参り補導	
2月		第3回県南地区高等学校生活指導協議会 第2回少年センター運営協議会
3月		

- その他
- ・郡山駅以外の近隣の駅等での補導を実施する。
 - ・郡山市内の高等学校の年間行事予定の把握に努め、補導活動の参考とする。

令和7年度少年センター事業報告

1 特別補導・会議等実施状況

開催月日	名 称	出席者数	備 考
4月	さくらまつり特別補導（4月10,11,15,17日）	13人	開成山公園他
5月5日	こどもまつり特別補導	4人	カルチャーパーク
5月27日	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第1回支部会・総会	1人	所長出席 日大東北高校
7月3日	ふくやま夢花火関係団体連絡会議	1人	所長代理出席
7月7日	鬼子母神まつり特別補導（参加者なし）	—	法現寺周辺（咲田）
7月8日	〃 （熱中症予防のため中止）	—	法現寺周辺（咲田）
7月	福島県少年センター連絡協議会総会	—	書面開催
8月2日	ふくやま夢花火特別補導	2人	阿武隈川河川敷
8月8・9日	うねめ祭り特別補導	15人	郡山駅前
8月14日	あさか野花火特別補導	2人	カルチャーパーク
8月20日	第1回少年センター運営協議会	12人	出席委員7人 部長、次長、補佐他2人
9月27～29日	秋祭り特別補導（安積國造神社秋季例大祭）	10人	郡山駅周辺
10月7日	福島県少年センター連絡協議会補導員研修会	14人	原町生涯学習センター
10月	県南地区高等学校生活指導連絡協議会郡山支部 第2回支部会	—	（中止）
11月20日	郡山市補導員会視察研修	15人	いわき震災伝承みらい館
12月24・25日	クリスマス特別補導	11人	郡山駅周辺
1月6日	七日堂参り特別補導	6人	如寶寺周辺（堂前町）
2月13日	第2回少年センター運営協議会	9人	出席委員5人 次長、補佐他2人

2 街頭補導活動実施状況（令和7年4月～令和8年3月）

(1) 年間実施状況

区分		午後	下校時	夜間	計	合計	R6	
実施日数						156 日	196	日
実施回数		86 回	45 回	25 回		156 回	198	回
従事補導員数	(男)	41 人	110 人	113 人	264 人	670 人	775	人
	(女)	308 人	95 人	3 人	406 人			
補導少年数	(男)	836 人	655 人	235 人	1,726 人	4,197 人	5,388	人
	(女)	1,456 人	773 人	242 人	2,471 人			

※上記「補導少年数」には、「愛の一声」も含む

※熱中症の危険性があることにより中止とした日が9日

行為別	学識別	未就学 児童	学生・生徒				有職少年	無職少年	計	合計	R6
			小学生	中学生	高校生	その他					
飲酒		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
喫煙		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
乱暴・けんか		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
怠学		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車二人乗り		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
自転車無灯火		0	0	0	10	0	0	10	10	3	
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	1	0	
		0	0	0	0	1	0	1	1	0	
小計		0	0	0	10	0	0	10	11	3	
		0	0	0	0	1	0	1	11	3	
愛の一声		16	151	222	1,243	70	13	1	1,716	4,186	5,385
		3	111	219	2,032	97	8	0	2,470		
刑罰法令に 触れる行為								0	0	0	
								0	0	0	
要保護								0	0	0	
								0	0	0	
合計		16	151	222	1,253	70	13	1	1,726	4,197	5,388
		3	111	219	2,032	98	8	0	2,471		

上段:男子 下段:女子

※ R7の「その他」の指導内容 … 信号無視

3 環境浄化活動実施状況

実施月日	内 容	部数等
通年	ピンクチラシ等を街頭補導活動時に回収	0点

4 年度別街頭補導実施状況

年度別	実施日数	実施回数	従事補導員数	補導少年数	愛の一声
平成22年度	256	296	1,948	208	2,420
平成23年度	241	305	1,910	191	2,812
平成24年度	270	326	2,174	104	3,291
平成25年度	265	324	2,193	103	4,017
平成26年度	264	330	2,120	74	4,487
平成27年度	233	256	1,617	54	4,105
平成28年度	226	252	1,484	48	5,056
平成29年度	208	231	1,501	83	5,838
平成30年度	203	216	1,426	74	6,681
令和元年度	199	211	1,171	88	5,274
令和2年度	185	187	840	56	4,147
令和3年度	124	125	623	16	3,047
令和4年度	205	206	936	23	4,781
令和5年度	198	199	868	47	5,321
令和6年度	196	198	775	3	5,385
令和7年度	156	156	670	11	4,186

街頭補導コース

中 央 コ ー ス	1コース	少年センター～中町緑地～中町通り(うすい前)～陣屋通り～アティ～郡山駅(駅ナカ・エスパル)～ ペDESTリアンデッキ～ビッグアイ～日出通り～駅前アーケード～ 駅前大通り～少年センター
	2コース	少年センター～駅前大通り～郡山駅西口広場～郡山駅～郡山駅(駅ナカ)～ 東西自由通路～郡山駅東口～東橋～本町緑地～中町緑地～少年センター
	3コース	少年センター～中町緑地～(東橋前の交差点右折)～橋地域公民館～ 松木稻荷神社～イオンタウン(ゲームセンター等)～いわき平けいりん～鴻 ノ巣公園～駅東口～駅前大通り～少年センター
	4コース	少年センター～駅前大通り～大町通り～美術館通り～郡山駅東ショッピング センター～美術館通り～駅西口広場～駅前大通り～少年センター

街頭補導実施時間

街 頭 補 導 時 間		月回数(平均)
午後	15:30～17:00	6.0
下校時	16:00～17:30	3.0
夜間	18:30～20:00	1.5
土・日	15:30～17:00	1.5
合 計		12.0

※ 特別補導等については、各イベントの状況に応じて実施する。

郡山市少年センター運営協議会

少年センターの円滑な運営を図るために運営協議会の委員を委嘱し、街頭補導活動を通じて青少年の非行防止と健全な育成を図るため委嘱している。

- ・委員数 10名
- ・任期 2年間
- ・定例会 年2回

郡山市少年センター運営協議会委員

任期:令和6年7月25日～令和8年7月24日

No.	職名	氏名	所属団体	備考
1	委員	三田真理子	郡山市社会福祉協議会	
2	委員	安齋 恵理子	福島県教育庁県中教育事務所	
3	委員	嶋原 靖宏	郡山市小中学校長会	
4	委員	江藤 大裕	郡山市PTA連合会	
5	委員	齊藤 恵	郡山警察署	
6	委員	高橋 健治	郡山北警察署	
7	委員	宮本 桜子	福島家庭裁判所	
8	会長	瀧田 勉	郡山市補導員会	
9	副会長	傳 お麗	郡山市青少年健全育成推進協議会	
10	委員	菅野 晴彦	柳町自治会	

令和8年3月1日現在 (敬称略)

郡山市少年センター補導員

青少年の非行と健全な環境づくりのため、関係団体に推薦を依頼し、委嘱している。

- ・委嘱者 郡山市長
- ・補導員数 65人
- ・委嘱期間 2年間

郡山市少年センター補導員の構成団体

任期:令和7年8月1日～令和9年7月31日

No.	推薦団体	人数
1	郡山市PTA連合会	9
2	郡山市婦人団体協議会	9
3	郡山市子ども会育成連絡協議会	3
4	郡山市交通安全母の会	3
5	郡山地区保護司会	3
6	郡山市民生児童委員協議会連合会	17
7	郡山地区少年警察ボランティア協議会	3
8	郡山北地区少年警察ボランティア協議会	1
9	郡山地区更生保護女性会	5
10	その他市長が適当と認める者	12

令和8年5月20日現在

郡山市少年センター条例

昭和40年5月1日
郡山市条例第117号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条第1項の規定に基づき、少年の非行防止とその健全な育成を図るため、少年センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 少年センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	郡山市少年センター
位置	郡山市清水台一丁目6番1号

(事業)

第3条 郡山市少年センター(以下「少年センター」という。)は、関係機関と緊密な連けいを保ち、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 街頭補導
- (2) 少年相談
- (3) その他必要な事業

(運営協議会)

第4条 少年センターの円滑な運営を図るため、郡山市少年センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)を置く。

2 運営協議会の委員は、おおむね10人とし、市長が任命又は委嘱する。

(補導員)

第5条 少年センターに補導員を置き、市長が委嘱する。

(職員)

第6条 少年センターに必要な職員を置く。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、少年センターの管理及び運営について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の日の前日までに、従前の郡山市が、郡山市少年センター条例(昭和40年郡山市条例第11号)の規定により任命又は委嘱した運営協議会の委員及び補導員は、この条例の規定にかかわらず、新たに任命又は委嘱されるまでの間在任するものとする。

附 則(昭和42年郡山市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和43年郡山市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年郡山市条例第45号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年郡山市条例第69号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

郡山市少年センター条例施行規則

昭和52年12月2日
郡山市規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、郡山市少年センター条例（昭和40年郡山市条例第117号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第4条第2項の運営協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が任命又は委嘱する。

- (1) 福祉関係機関の職員
- (2) 教育関係機関の職員
- (3) 警察司法関係機関の職員
- (4) 学識経験者
- (5) 市の区域内に住所を有する者

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第3条 運営協議会に会長及び副会長1名を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、運営協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 運営協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし可否同数のときは、会長が決する。

(補導員)

第5条 条例第5条に規定する補導員の定数を150名以内とする。

- 2 補導員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学校教育関係者
 - (2) 社会教育団体関係者
 - (3) 保護司等団体関係者
 - (4) その他市長が適当と認める者
- 3 補導員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠補導員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

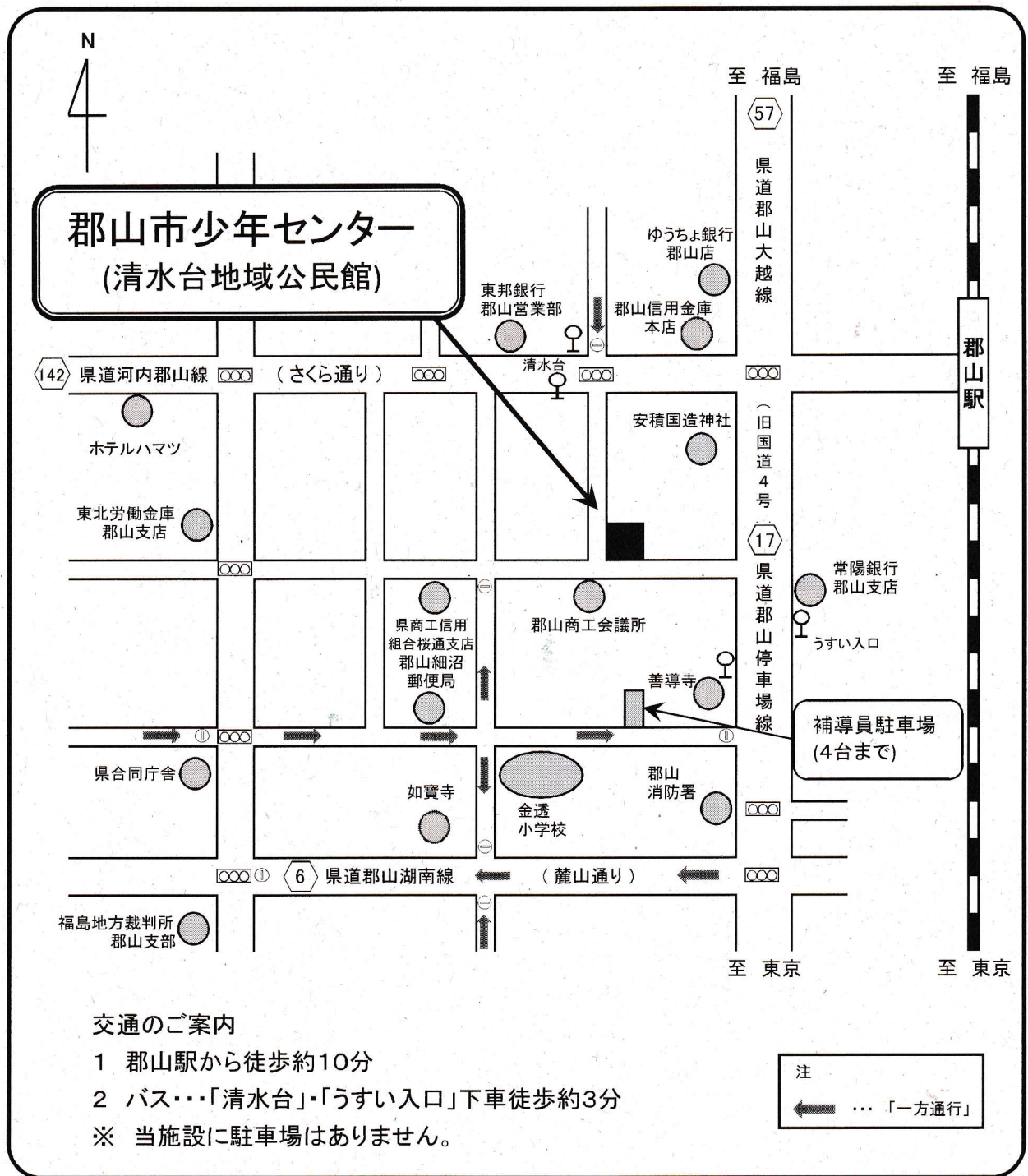
第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に運営協議会の委員に委嘱又は任命されている者の任期については、第2条第2項の規定にかかわらず、昭和53年5月31日までとする。
- 3 この規則施行の際、現に補導員に委嘱されている者の任期については、第5条第3項の規定にかかわらず、昭和54年6月30日までとする。

附 則（平成16年郡山市規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。



【 郡山市少年センター 】

〒963-8005 福島県郡山市清水台一丁目6番1号

電話・FAX (024)922-1162

令和8年5月作成